

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行																								
<p>第1章 総則 第1節～第2節 (略) 第3節 用語の意義 この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。 (住民関連)</p> <table border="1" data-bbox="186 394 1041 1045"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民等</td> <td>避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者</td> <td>要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(武力攻撃関連)～(関係機関、施設関連) 以下 (略) (システム関連)</p> <table border="1" data-bbox="186 1146 1041 1524"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム</td> <td>行政用専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシステム</td> </tr> <tr> <td>Em-Net (エムネット)</td> <td>メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達するシステム</td> </tr> <tr> <td>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</td> <td>津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子力災害関連) 以下 (略) 第4節 (略) 第5節 地域の特性 1～2 (略) 3 人口 小浜市の人口は、昭和25年をピークとして、一時的に増加に転じる時期もあったが、おおよそ減少傾向が続き、令和2年国勢調査では、28,991人となっている。 近年、市街地周辺等へ住宅移転が進み、人口集中地区の人口占有割合は、かつての1/2から1/3</p>	用語	意義	避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。	要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、 障がい者 、乳幼児、外国人等が考えられる。	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。	用語	意義	緊急情報ネットワークシステム	行政用専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシステム	Em-Net (エムネット)	メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達するシステム	全国瞬時警報システム (J-ALERT)	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム	<p>第1章 総則 第1節～第2節 (略) 第3節 用語の意義 この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。 (住民関連)</p> <table border="1" data-bbox="1498 394 2353 1045"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民等</td> <td>避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(武力攻撃関連)～(関係機関、施設関連) 以下 (略) (新設)</p> <p>(原子力災害関連) 以下 (略) 第4節 (略) 第5節 地域の特性 1～2 (略) 3 人口 小浜市の人口は、昭和25年をピークとして、一時的に増加に転じる時期もあったが、おおよそ減少傾向が続き、平成27年国勢調査では、29,670人となっている。 近年、市街地周辺等へ住宅移転が進み、人口集中地区の人口占有割合は、かつての1/2から1/3</p>	用語	意義	避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。	要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、 障害者 、乳幼児、外国人等が考えられる。	(新設)	(新設)
用語	意義																								
避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。																								
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、 障がい者 、乳幼児、外国人等が考えられる。																								
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。																								
用語	意義																								
緊急情報ネットワークシステム	行政用専用回線で都道府県・市町村と必要な情報を送受するシステム																								
Em-Net (エムネット)	メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達するシステム																								
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム																								
用語	意義																								
避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。																								
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、 障害者 、乳幼児、外国人等が考えられる。																								
(新設)	(新設)																								

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更（案）	現 行
-------	-----

へと減少している。
 一方で世帯数は、**12,082世帯**と人口減少に反して伸びており、核家族化の進行がうかがえる。
4 道路
 主要な道路は、一般国道27号と一般国道162号、舞鶴若狭自動車道がある。一般国道27号の東行きは、若狭町や美浜町を経て敦賀市に至り、西行きは、おおい町や京都府舞鶴市を経て京丹波町に至る。
 一般国道162号の南行きは、南川に沿って、おおい町名田庄へ向かい、京都市に至る。北行きは、市街部を縦断して若狭湾の海岸線に出て、沿岸を東進し、若狭町三方を経て敦賀市に至る。
 舞鶴若狭自動車道は、平成26年に全線開通し、西行きは、京都府舞鶴市や綾部市を経て兵庫県へ至り、兵庫県三田市吉川**ジャンクション**において中国自動車に接続される。東行きは、若狭町や美浜町を経て敦賀市に至り、敦賀市敦賀**ジャンクション**において北陸自動車道に接続される。
 一般国道27号と同様に市を横断する広域農道・若狭西街道は、平成21年に全線開通した。小浜市上野からおおい町を経て高浜町菌部を結び、一般国道27号の代替路線として利用されている。

5～6（略）

第6節（略）

第7節 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1（略）

2 処理すべき事務または業務
（略）

（1）～（6）（略）

（7）指定公共機関等

機 関 名	処理すべき事務または業務
1～4（略）	（略）
5 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株) 関西電力送配電(株)	(1) 施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6 運送事業者 新日本海フェリー(株) 公益社団法人福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) (株)ハピラインふくい 一般社団法人福井県トラック協会	
7 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
8～11（略）	（略）

第8節（略）

へと減少している。
 一方で世帯数は、**11,220**と人口減少に反して伸びており、核家族化の進行がうかがえる。
4 道路
 主要な道路は、一般国道27号と一般国道162号、舞鶴若狭自動車道がある。一般国道27号の東行きは、若狭町や美浜町を経て敦賀市に至り、西行きは、おおい町や京都府舞鶴市を経て京丹波町に至る。
 一般国道162号の南行きは、南川に沿って、おおい町名田庄へ向かい、京都市に至る。北行きは、市街部を縦断して若狭湾の海岸線に出て、沿岸を東進し、若狭町三方を経て敦賀市に至る。
 舞鶴若狭自動車道は、平成26年に全線開通し、西行きは、京都府舞鶴市や綾部市を経て兵庫県へ至り、兵庫県三田市吉川**ジャンクション**において中国自動車に接続される。東行きは、若狭町や美浜町を経て敦賀市に至り、敦賀市敦賀**ジャンクション**において北陸自動車道に接続される。
 一般国道27号と同様に市を横断する広域農道・若狭西街道は、平成21年に全線開通した。小浜市上野からおおい町を経て高浜町菌部を結び、一般国道27号の代替路線として利用されている。

5～6（略）

第6節（略）

第7節 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1（略）

2 処理すべき事務または業務
（略）

（1）～（6）（略）

（7）指定公共機関等

機 関 名	処理すべき事務または業務
1～4（略）	（略）
5 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株) (新設)	(1) 施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6 運送事業者 新日本海フェリー(株) 公益社団法人福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) (新設) 一般社団法人福井県トラック協会	
7 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株) (新設)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
8～11（略）	（略）

第8節（略）

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>第2章 平常時の備え</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難訓練</p> <p>ア <u>市内</u>における避難のための訓練</p> <p>市は、関係機関と連携して、それぞれまたは共同して、武力攻撃事態等において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等、<u>人口密集地を含む様々な場所</u>において、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等</u>、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。</p> <p><u>また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3節 備蓄</p> <p>1 防災資機材の整備 (法142条関係)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災資機材の要請等</p> <p>緊急時において防災資機材が不足した場合は、<u>県を通じて、防災資機材を保有する業者に資機材の提供を要請する。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 要配慮者支援体制 _____</p> <p>1 組織体制の強化</p> <p>(1) 要配慮者支援体制の整備</p> <p>市は、 _____ 自然災害や武力攻撃事態等 <u>が発生した場合または発生するおそれのある場合</u>に要配慮者を支援するための要配慮者支援体制を整備し、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 支援体制の整備 <u>(法9条関係)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難支援計画の策定および情報の共有</p> <p>要配慮者 <u>(特に避難行動要支援者)</u>に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、自然災害における対応と併せて具体的な避難支援計画の整備に努める。</p> <p>なお、要配慮者に関する情報は、個人情報保護に配慮した上で、県および各関係機関と共有に努める</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 <u>避難路、避難施設、緊急通報手段の整備</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 市は、武力攻撃災害時に避難施設となる施設の管理者に対し、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるよう要請する。</u></p> <p><u>(3) 市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器(サイレン、CATV、防災行政無線、市ホームページ、小浜市防災メール等を含む。)の整備または活用を図る。</u></p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第2章 平常時の備え</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難訓練</p> <p>ア <u>市の区域</u>における避難のための訓練</p> <p>市は、関係機関と連携して、それぞれまたは共同して、武力攻撃事態等において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等 _____ において _____、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3節 備蓄</p> <p>1 防災資機材の整備 (法142条関係)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災資機材の要請等</p> <p>緊急時 _____ 防災資機材が不足した場合に備えて、<u>あらかじめ資機材の供給を要請できる業者を明らかにしておく。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 要配慮者支援体制 <u>(法第9条関係)</u></p> <p>1 組織体制の強化</p> <p>(1) 要配慮者支援体制の整備</p> <p>市は、 <u>防災関係部局と福祉関係部局を中心とした横断的な組織として</u>、自然災害や武力攻撃事態等 _____ に要配慮者を支援するための要配慮者支援体制を整備し、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 支援体制の整備 _____</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難支援計画の策定および情報の共有</p> <p>要配慮者 _____ に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、自然災害における対応と併せて具体的な避難支援計画の整備に努める。</p> <p>なお、要配慮者に関する情報は、個人情報保護に配慮した上で、県および各関係機関と共有に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 避難路 _____</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器(インターネット、電子メール等含む。)の整備または活用を図る。</u></p> <p>4～5 (略)</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>6 要配慮者に対する配慮 (略) (1)～(8) (略) <u>(9) 市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時等への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難対策を講じる。</u> <u>その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした「要配慮者支援班」を迅速に設置できるような職員の配置に留意する。</u> <u>※【避難行動要支援者名簿について】</u> <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時等における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事項等を記載または記録するものである。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、小浜市地域防災計画で定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供する。</u></p> <p>7 (略) 第6節 消防団、自主防災組織 1 (略) 2 組織の活動内容 (略) (1) (略) (2) 災害発生時の活動 ア～オ (略) カ 要配慮者 <u>(特に避難行動要支援者)</u> に十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。 キ (略) 3～4 (略) 第7節 (略) 第8節 国民保護に関する知識の普及等 1 住民、事業者等に対する知識の普及 市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材または手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、<u>国民保護措置の重要性や、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から啓発および周知に努める。</u> (1) (略) (2) 普及の内容 ア 国民保護に関する一般知識および概要 イ この計画ならびに各機関の『国民保護計画』および『国民保護業務計画』の内容 ウ 国民保護法および関係法の趣旨徹底 <u>エ 弾道ミサイル発射時の全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動に関する知識</u> <u>オ</u> 平常時の心得(非常時持出品の準備など) <u>カ</u> 2～3日分の水、食料等の備蓄 <u>キ</u> 有事発生時の心得 <u>ク</u> 各機関の対策 <u>ケ</u> その他必要な事項</p>	<p>6 要配慮者に対する配慮 (略) (1)～(8) (略) <u>(新設)</u></p> <p>7 (略) 第6節 消防団、自主防災組織 1 (略) 2 組織の活動内容 (略) (1) (略) (2) 災害発生時の活動 ア～オ (略) カ 要配慮者 _____ に十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。 キ (略) 3～4 (略) 第7節 (略) 第8節 国民保護に関する知識の普及等 1 住民、事業者等に対する知識の普及 市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材または手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、<u>国民保護に関する知識の普及を図る。</u> (1) (略) (2) 普及の内容 ア 国民保護に関する一般知識および概要 イ この計画ならびに各機関の『国民保護計画』および『国民保護業務計画』の内容 ウ 国民保護法および関係法の趣旨徹底 <u>(新設)</u> <u>エ</u> 平常時の心得(非常時持出品の準備など) <u>オ</u> 2～3日分の水、食料等の備蓄 <u>カ</u> 有事発生時の心得 <u>キ</u> 各機関の対策 <u>ク</u> その他必要な事項</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>2～4 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難施設の指定および整備</p> <p>1 避難施設の選定および報告</p> <p>(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。</p> <p>ア 公園、広場その他の公共施設または学校、<u>コミュニティセンター</u>、駐車場その他の公益的施設であること。</p> <p><u>イ また、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう選定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</u></p> <p><u>ウ</u> 避難住民等を<u>受け入れ</u>、またはその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p><u>エ</u> 速やかに、避難住民等を<u>受け入れ</u>、またはその救援を行うことが可能な構造または設備を有するものであること。</p> <p><u>オ</u> 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p><u>カ</u> 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイルおよびNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。</p> <p>ア 要配慮者に対応できる設備があること。</p> <p>イ <u>コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設</u>であること。</p> <p>ウ 周辺に駐車場が確保できること。</p> <p><u>2. 避難施設の指定への協力</u> <u>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</u></p> <p><u>3</u> 避難施設の指定および通知 (法148条関係) 市長より選定の報告を受けた知事は、法第148条の規定に基づき施設を施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。</p> <p><u>4</u> 変更等の届出 (法149条関係) 避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、または用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受入れもしくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。</p> <p><u>5</u> 避難施設の整備 市は、避難施設の収容人員の合計が昼夜別、平日・週末別、季節別の人口を考慮して施設の整備に努める。なお、整備に当たっては1(1)および1(2)の基準を満たすように努める。</p> <p><u>6</u> 住民への周知等 市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難施設の指定および整備</p> <p>1 避難施設の選定および報告</p> <p>(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。</p> <p>ア 公園、広場その他の公共施設または学校、<u>公民館</u>、駐車場その他の公益的施設であること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> 避難住民等を<u>受入れ</u>、またはその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p><u>ウ</u> 速やかに、避難住民等を<u>受入れ</u>、またはその救援を行うことが可能な構造または設備を有するものであること。</p> <p><u>エ</u> 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p><u>オ</u> 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイルおよびNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。</p> <p>ア 要配慮者に対応できる設備があること。</p> <p>イ <u>コンクリート造の屋内施設</u>であること。</p> <p>ウ 周辺に駐車場が確保できること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 避難施設の指定および通知 (法148条関係) 市長より選定の報告を受けた知事は、法第148条の規定に基づき施設を施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。<u>知事は、避難施設を指定したときは、市長にその旨を通知する。</u></p> <p><u>3</u> 変更等の届出 (法149条関係) 避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、または用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受入れもしくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。</p> <p><u>4</u> 避難施設の整備 市は、避難施設の収容人員の合計が昼夜別、平日・週末別、季節別の人口を考慮して施設の整備に努める。なお、整備に当たっては1(1)および1(2)の基準を満たすように努める。</p> <p><u>5</u> 住民への周知等 市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)

現 行

第3章 実施体制

第1節 実施体制の整備

1 小浜市国民保護対策連絡室の設置
(略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 組織および業務内容

ア 市連絡室の室長は、副市長をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

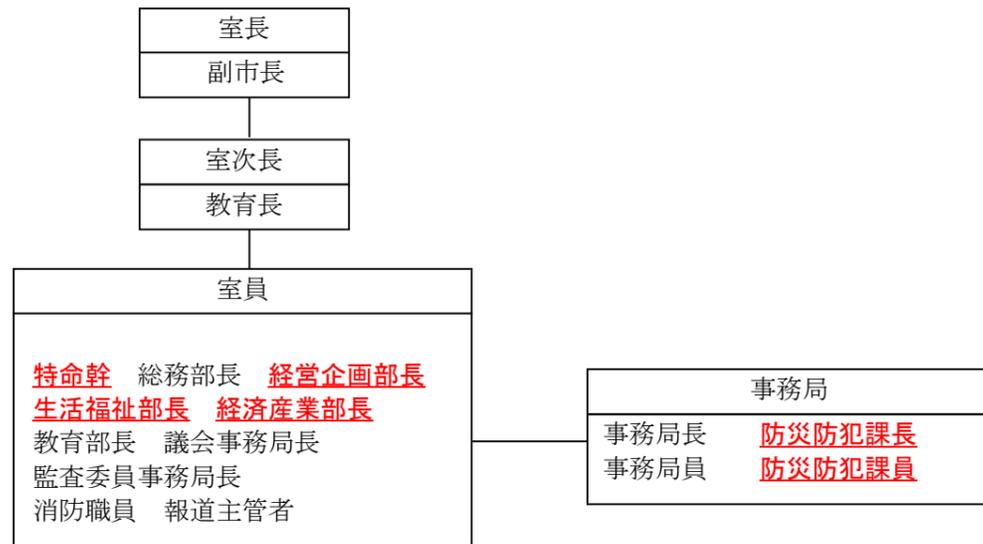
イ 市連絡室の室次長は、教育長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市連絡室の室員は、 、**特命幹**、総務部長、**経営企画部長**、**生活福祉部長**、**経済産業部長**、**教育部長**、議会事務局長、監査委員事務局長および若狭消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）が指名する消防職員をもって充てる。

また、市連絡室には市連絡室の広報を総括するため、報道主管者を置き、小浜市国民保護対策本部の広報記録班長となる職員をもって充てる。

エ 市連絡室に**防災防犯課長**を長とする事務局を置き、同課員を事務局員とする。

オ 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。



以下 (略)

カ 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。**ただし、(ウ)に掲げる機関については、必要がある場合に限る。**

(ア) 県（福井県国民保護対策連絡室）

(イ) 関係する指定公共機関および指定地方公共機関

(ウ) 小浜警察署**および**小浜海上保安署

第3章 実施体制

第1節 実施体制の整備

1 小浜市国民保護対策連絡室の設置
(略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 組織および業務内容

ア 市連絡室の室長は、副市長をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

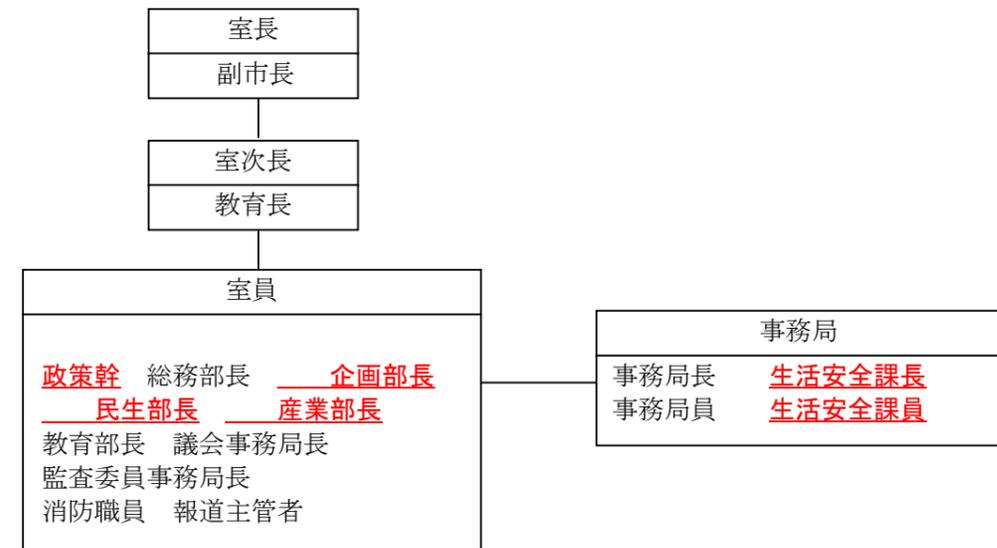
イ 市連絡室の室次長は、教育長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市連絡室の室員は、**教育長**、**政策幹**、総務部長、**企画部長**、**民生部長**、**産業部長**、**教育部長**、議会事務局長、監査委員事務局長および若狭消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）が指名する消防職員をもって充てる。

また、市連絡室には市連絡室の広報を総括するため、報道主管者を置き、小浜市国民保護対策本部の広報記録班長となる職員をもって充てる。

エ 市連絡室に**生活安全課長**を長とする事務局を置き、同課員を事務局員とする。

オ 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。



以下 (略)

カ 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。

(ア) 県（福井県国民保護対策連絡室）

(イ) 関係する指定公共機関および指定地方公共機関

(ウ) 小浜警察署、 小浜海上保安署

小浜市国民保護計画 新旧対照表

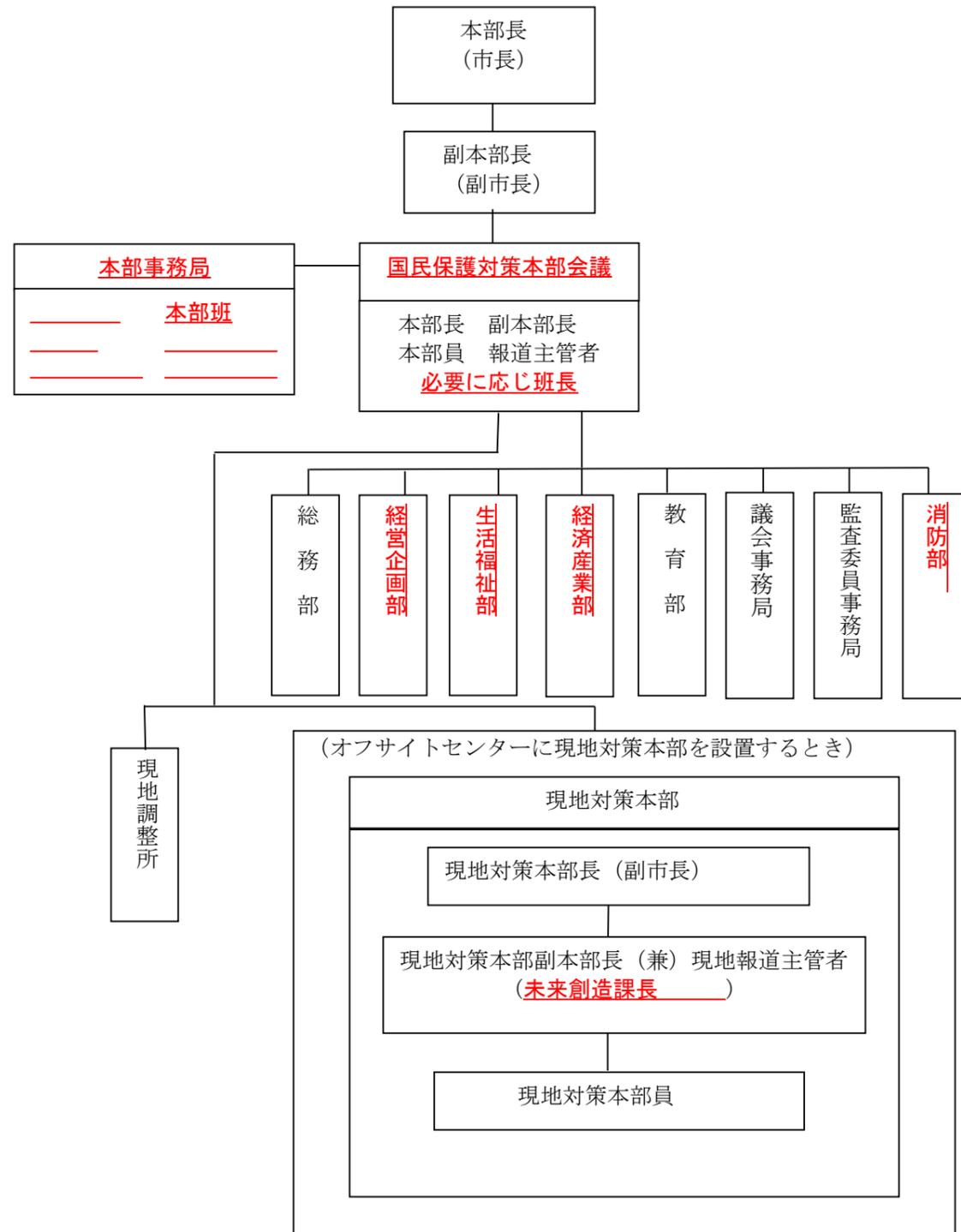
変更 (案)			現 行		
部 名	部 長 名	班 名	部 名	部 長 名	班 名
総務部	総務部長	<u>本部班・総務班</u> ・渉外班・ <u>被災管理班・特命班・広報記録班</u>	総務部	総務部長	<u>対策班・職員配備班</u> ・渉外班・ <u>輸送班</u>
<u>経営企画部</u>	<u>経営企画部長</u>	<u>現地本部班</u> ・広報記録班・ <u>公共交通班</u> ・ボランティア班・財政班・ <u>施設管理班・住宅班・特命班</u>	企画部	企画部長	<u>対応班</u> ・広報記録班・ボランティア班・財政班
<u>生活福祉部</u>	<u>生活福祉部長</u>	<u>衛生班</u> ・ <u>救護班</u> ・要配慮者支援班・相談窓口班	民生部	民生部長	<u>住民対応班</u> ・ <u>救護福祉班</u> ・要配慮者支援班・相談窓口班
<u>経済産業部</u>	<u>経済産業部長</u>	<u>産業班</u> ・ <u>物資供給班</u> ・ <u>調査工作班</u> ・ <u>給水班</u>	産業部	産業部長	<u>商工班</u> ・ <u>農林水産班</u> ・ <u>土木工作班</u> ・ <u>上下水道班</u>
教育部	教育部長	<u>学校班</u> ・避難所班	教育部	教育部長	<u>学校対応班</u> ・避難所班
議会事務局	議会事務局長	特命班	議会事務局	議会事務局長	特命班
監査委員事務局	<u>監査委員事務局長</u>	<u>避難所班</u>	監査委員事務局	<u>監査委員事務局</u>	<u>特命班</u>
<u>消防部</u>	<u>消防署長</u>	消防班	<u>消防本部</u>	<u>消防長</u>	消防班
<p>オ～カ (略)</p> <p>キ 市対策本部に、<u>防災防犯課長</u>を長とする<u>事務局</u>を置き、<u>防災防犯課員</u>を事務局員とする。</p>			<p>オ～カ (略)</p> <p>キ 市対策本部に、<u>生活安全課長</u>を長とする<u>事務局</u>を置き、<u>対策班、対応班、広報記録班、救護福祉班</u>および<u>学校対応班</u>をもって構成する。</p> <p><u>なお、事務局長は、必要に応じ、その他の班を事務局として加えることができる。</u></p>		
ク～サ (略)			ク～サ (略)		

小浜市国民保護計画 新旧対照表

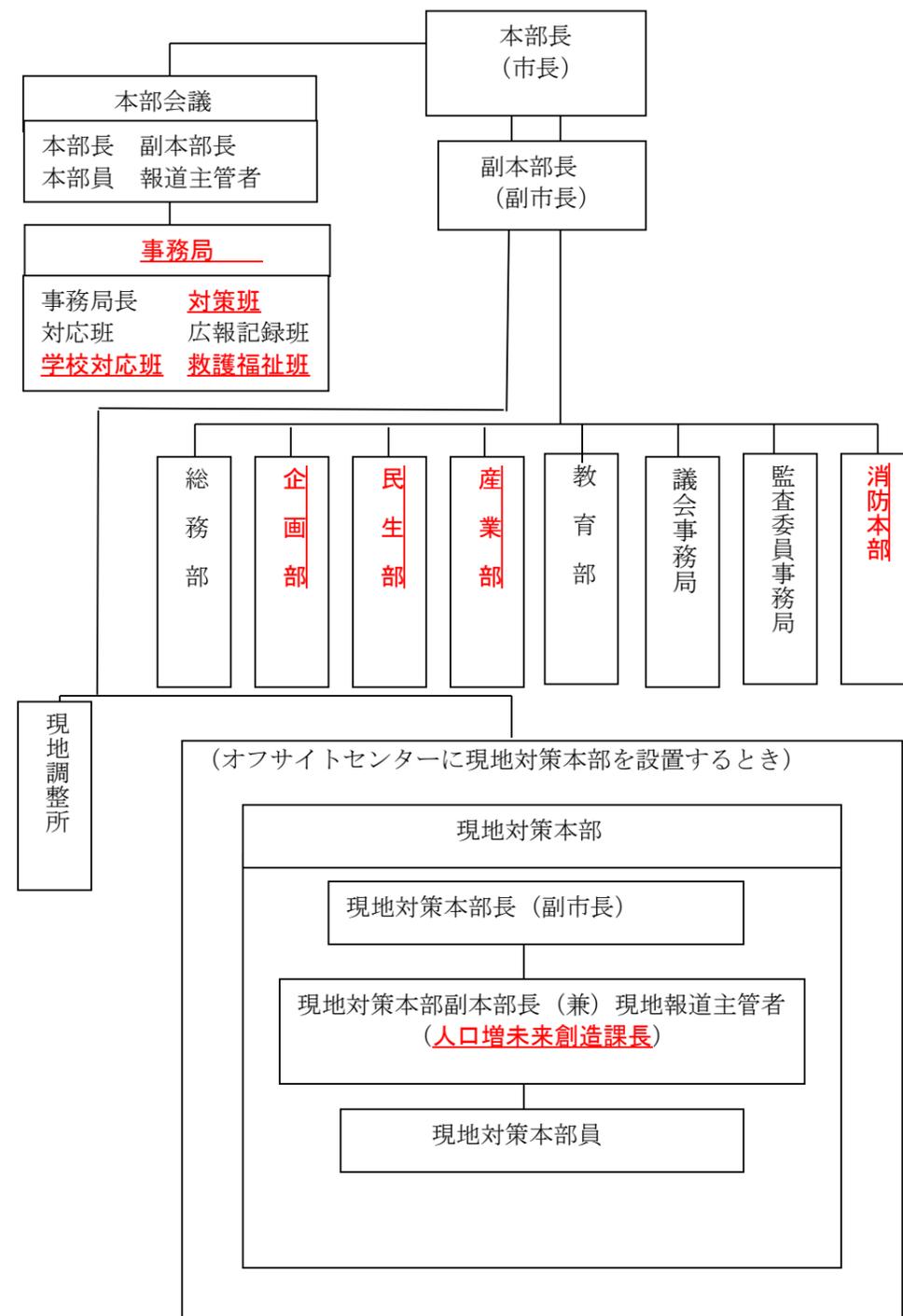
変更 (案)

現行

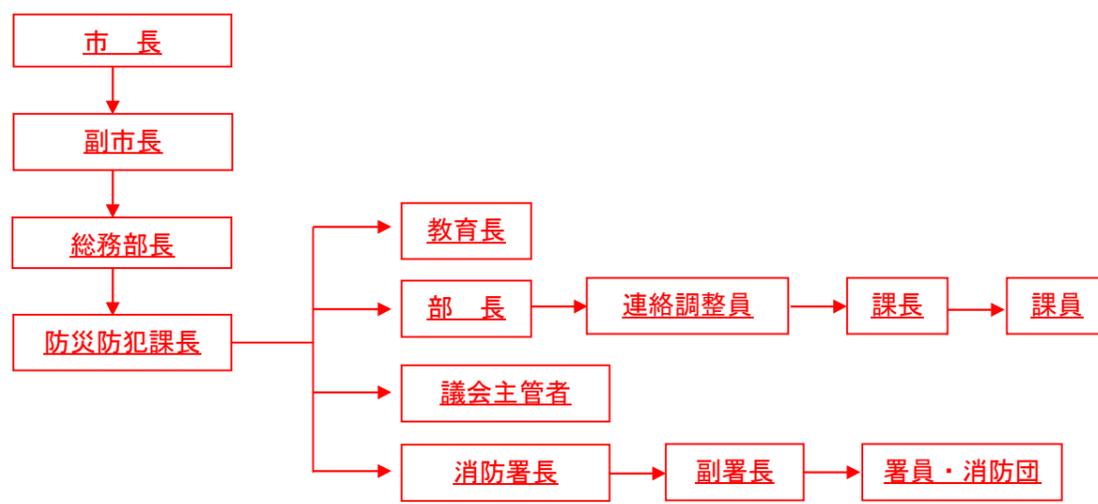
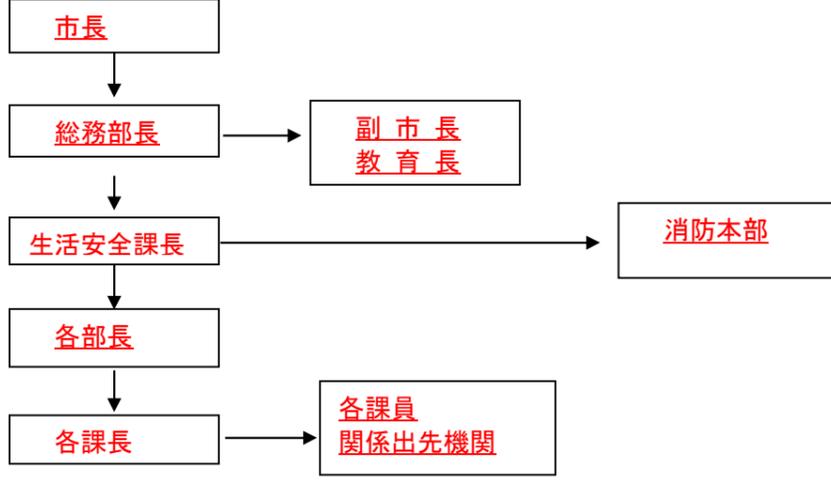
小浜市国民保護対策本部組織 (概略) 図



小浜市国民保護対策本部組織 (概略) 図



小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 市対策本部設置の伝達 市対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。</p>  <p>(7) (略)</p> <p>(8) 国、県その他の機関の対策本部等との協力 国、県その他の機関の対策本部または現地対策本部が設置された場合は、<u>市は連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u> <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p> <p>(9) ~ (13) (略)</p> <p>第2節 応援の要請</p> <p>1 自衛隊の部隊等の派遣の要請 (法20条関係)</p> <p>(1) 派遣の要請</p> <p>ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。</p> <p>イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請を<u>求めること</u>ができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨および国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、<u>協議会の委員たる隊員を通じて、当市を担当区域とする方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。</u> この場合、防衛大臣はその内容を国対策本部長に報告し、それを受けた国対策本部長は緊急に必要なと認めるときは、防衛大臣に国民保護等派遣を求めることとされている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第3節 情報の収集、提供</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報等の通知および伝達 (法46条・47条関係)</p>	<p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 市対策本部設置の伝達 市対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。</p>  <p>(7) (略)</p> <p>(8) 国、県その他の機関の対策本部等との協力 国、県その他の機関の対策本部または現地対策本部が設置された場合には、<u>応急対策活動について連絡調整し、協力する。</u></p> <hr/> <p>(9) ~ (13) (略)</p> <p>第2節 応援の要請</p> <p>1 自衛隊の部隊等の派遣の要請 (法20条関係)</p> <p>(1) 派遣の要請</p> <p>ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。</p> <p>イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請を<u>するよう求めること</u>ができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨および国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、<u>防衛大臣に連絡する。</u> この場合、防衛大臣はその内容を国対策本部長に報告し、それを受けた国対策本部長は緊急に必要なと認めるときは、防衛大臣に国民保護等派遣を求めることとされている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第3節 情報の収集、提供</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報等の通知および伝達 (法46条・47条関係)</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 緊急通報の内容 知事が発令する武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の内容は次のとおりである。 ア 武力攻撃災害の現状および予測 イ その他住民および公私の団体に対し周知させるべき事項</p> <p>(4) 警報、緊急通報の通知または伝達 市長は、知事から警報および緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、または通知する。<u>また、警報の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に対して迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</u> ア 住民 イ <u>公共団体</u> ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等） <u>エ その他の関係機関</u></p> <p>(5) 避難の指示の通知または伝達 市長は、知事から警報および緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、または通知する。 ア 要避難地域等の住民 イ <u>公共団体</u> ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等） <u>エ その他の関係団体</u></p> <p>(6) 警報等の伝達方法 <u>市長は消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</u> 市長が、知事から警報等の通知を受けたときの住民等への情報伝達は、次の方法による。 ア サイレン イ 防災行政無線 ウ インターネット エ C A T V <u>(削除)</u> <u>オ</u> 全国瞬時警報システム（J - A L E R T） <u>カ</u> 広報車 <u>キ</u> その他</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 退避の指示の伝達（法 1 1 2 条関係） (1) ~ (2) (略) (3) 退避の指示の通知および伝達 ア 市長は、退避の必要があると認めた場合には、防災行政無線<u>およびC A T V</u>等あらかじめ定める方法により、速やかに要退避地域の住民にその旨を指示する。 イ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 緊急通報の内容 知事が発令する武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の内容は次のとおりである。 ア 武力攻撃災害の現状および予測 イ その他住民および公私の団体に対し周知させるべき事項</p> <p>(4) 警報、緊急通報の通知または伝達 市長は、知事から警報および緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、または通知する。(新設) ア 住民 イ <u>関係のある公私の団体（西日本旅客鉄道(株)敦賀鉄道部、若狭農業協同組合等）</u> ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等） (新設)</p> <p>(5) 避難の指示の通知または伝達 市長は、知事から警報および緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、または通知する。 ア 要避難地域等の住民 イ <u>関係のある公私の団体（西日本旅客鉄道(株)敦賀鉄道部、若狭農業協同組合等）</u> ウ 市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等） (新設)</p> <p>(6) 警報等の伝達方法 (新設) 市長が、知事から警報等の通知を受けたときの住民等への情報伝達は、次の方法による。 ア サイレン イ 防災行政無線 ウ インターネット エ C A T V <u>オ 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）</u> <u>カ</u> 全国瞬時警報システム（J - A L E R T） <u>キ</u> 広報車 <u>ク</u> その他</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 退避の指示の伝達（法 1 1 2 条関係） (1) ~ (2) (略) (3) 退避の指示の通知および伝達 ア 市長は、退避の必要があると認めた場合には、防災行政無線_____等あらかじめ定める方法により、速やかに要退避地域の住民にその旨を指示する。 イ (略)</p> <p>4 (略)</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>5 安否情報の収集および提供 (1) 安否情報の収集 ア～イ (略) ウ 避難住民を<u>受け入れた場合は</u>、市長は、市の区域に所在する避難施設および収容施設に滞在する避難住民について、要避難地域の市町長と協力して当該避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。 エ (略) オ 市長は、市の区域で武力攻撃災害により<u>負傷</u>した住民(市の住民以外の者で<u>市の区域に在るものを含む。</u>)があると認めるときは、その者について、<u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)」第1条に規定する様式第1号を用いて</u>氏名、住所、<u>負傷</u>の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。 カ 市長は、市の区域で武力攻撃災害により<u>死亡</u>した住民(市の住民以外の者で<u>市の区域で死亡したものを含む。</u>)があると認めるときは、その者について、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第2号を用いて</u>、氏名、住所、<u>死亡</u>の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。 キ (略) ク 安否情報の収集は、市が保有する資料の調査、避難住民を誘導する者による調査または県警察、<u>若狭消防組合</u>、医療機関その他の関係機関に対する照会などにより行う。 ケ 市長は、<u>収集し、整理した安否情報を安否情報省令第2条に規定する</u> <u>様式第3号により知事に報告する。</u> <u>コ 市長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力する。</u> (以下様式添付(略)) (2)～(4) (略) <u>(5) 県に対する安否情報の報告</u> <u>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システム(総務省消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」)を使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁記録を含む。)を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u> (以下、様式添付(略))</p> <p>6 被災情報の収集および報告 (法126・127条関係) (1) 武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)の収集 市長は、市の住民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について被災状況の調査を実施し、次の様式により収集した被災情報を知事に報告する。</p>	<p>5 安否情報の収集および提供 (1) 安否情報の収集 ア～イ (略) ウ 避難住民を<u>受入れた</u>市長は、市の区域に所在する避難施設および収容施設に滞在する避難住民について、要避難地域の市町長と協力して当該避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。 エ (略) オ 市長は、市の区域で武力攻撃災害により<u>死亡</u>した住民(市の住民以外の者で<u>市の区域で死亡したものを含む。</u>)があると認めるときは、その者について、<u>氏名、住所、死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める</u> カ 市長は、市の区域で武力攻撃災害により<u>負傷</u>した住民(市の住民以外の者で<u>市の区域に在るものを含む。</u>)があると認めるときは、その者について、<u>氏名、住所、負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。</u> キ (略) ク 安否情報の収集は、市が保有する資料の調査、避難住民を誘導する者による調査または県警察、<u>消防機関</u>、医療機関その他の関係機関に対する照会などにより行う。 ケ 市長は、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に定める様式第1号または様式第2号により収集し、整理した安否情報を様式第3号により知事に報告する。</u> (新設) (以下、様式添付(略)) (2)～(4) (略) (新設)</p> <p>(以下、様式添付(略))</p> <p>6 被災情報の収集および報告 (法126・127条関係) (1) 武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)の収集 市長は、市の住民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について被災状況の調査を実施し、次の様式により収集した被災情報を知事に報告する。</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)

現 行

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

年 月 日 時 分

小 浜 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) (略)

7 通信連絡設備の整備 (法156条)

(1) (略)

ア (略)

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分

小 浜 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) (略)

7 通信連絡設備の整備 (法156条)

(1) (略)

ア (略)

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行																								
<p>イ 多様な媒体の活用 市長は、情報通信の手段および経路の多様化を図り、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、県の災害情報インターネット通信システムなど多様な媒体の活用を推進する。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 各種通信設備の利用 ア (略) イ 有線電気通信設備または無線設備 市長は、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる次の者が設置する有線電気通信設備または無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。</p> <table border="1" data-bbox="329 678 1299 821"> <tr> <td>1 警察事務を行う者</td> <td>5 海上保安事務を行う者</td> <td>9 電気業務を行う者</td> </tr> <tr> <td>2 消防事務を行う者</td> <td>6 気象業務を行う者</td> <td>10 鉱業を行う者</td> </tr> <tr> <td>3 水防事務を行う者</td> <td>7 鉄道業務を行う者</td> <td>11 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>4 航空保安事務を行う者</td> <td>8 軌道業務を行う者</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第4節~第6節 (略)</p>	1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者	2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者	3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊	4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者		<p>イ 多様な媒体の活用 市長は、情報通信の手段および経路の多様化を図るため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、県の災害情報インターネット通信システムなど多様な媒体の活用を推進するとともに、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう的確に運用・管理・整備を行う。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 各種通信設備の利用 ア (略) イ 有線電気通信設備または無線設備 市長は、有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる次の者が設置する有線電気通信設備または無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1626 678 2597 821"> <tr> <td>1 警察事務を行う者</td> <td>5 海上保安事務を行う者</td> <td>9 電気業務を行う者</td> </tr> <tr> <td>2 消防事務を行う者</td> <td>6 気象業務を行う者</td> <td>10 鉱業を行う者</td> </tr> <tr> <td>3 水防事務を行う者</td> <td>7 鉄道業務を行う者</td> <td>11 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>4 航空保安事務を行う者</td> <td>8 軌道業務を行う者</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第4節~第6節 (略)</p>	1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者	2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者	3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊	4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者	
1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者																							
2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者																							
3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊																							
4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者																								
1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者																							
2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者																							
3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊																							
4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者																								

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>第5章 武力攻撃災害への対処等 第1節 生活関連等施設の安全確保 1 (略) <u>2 市が管理する施設の警備の強化等</u> <u>(1) 危険物資等の取扱所</u> <u>市は、武力攻撃災害の発生またはその拡大を防止するため、次の管理する生活関連等施設について、警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。</u> <u>ア 対象</u> <u>法103条第1項の危険物資等の取扱所</u> <u>イ 安全確保の留意点</u> <u>(ア) 県警察との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化する。</u> <u>(イ) 消防法第16条の3第1項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続き危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずる。</u> <u>(2) 水道施設</u> <u>市は、武力攻撃災害の発生またはその拡大を防止するために、次の管理する施設について、生活関連等施設に準じ警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。</u> <u>ア 対象</u> <u>水道法第3条第2項の水道事業または同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水もしくは浄水のための施設または配水池</u> <u>イ 安全確保の留意点</u> <u>(ア) 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努める。</u> <u>(イ) 水源の監視を強化する。</u> <u>(ウ) 水道施設の防護対策を確認する。</u> <u>(エ) バイオアッセイ等による水質管理を徹底する。</u> <u>(オ) 当該施設への来訪者、出入り業者の管理を徹底する。</u> <u>(カ) 備品、薬品等の管理を徹底する。</u> <u>(キ) 施設関係図面等の管理を徹底する。</u> <u>(ク) 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努める。</u> <u>(ケ) 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認する。</u> <u>(コ) 給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確認する。</u> <u>(サ) 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認する。</u> 3 消防機関による支援 消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあった場合は、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣等必要な支援を行う。なお、管理者から支援の求めがない場合でも、必要と認めた場合は支援を行う。</p>	<p>第5章 武力攻撃災害への対処等 第1節 生活関連等施設の安全確保 1 (略) (新設) 2 消防機関による支援 消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあった場合は、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣等必要な支援を行う。なお、管理者から支援の求めがない場合でも、必要と認めた場合は支援を行う。</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行																																																
<p>第2節 危険物質等に係る災害への対処 1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="192 325 1335 1375"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 危険物</td> <td>消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 毒物、劇物</td> <td>毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(3) 火薬類</td> <td>火薬類取締法第2条第1項の火薬類</td> </tr> <tr> <td>(4) 高压ガス</td> <td>高压ガス保安法第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>(5) 核燃料物質等</td> <td>原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する<u>原子力事業者等</u>が所持するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(6) 核原料物質</td> <td>原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)</td> </tr> <tr> <td>(7) 放射性同位元素等</td> <td><u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>第2条第2項に規定する放射性同位元素および同法第1条に規定する放射性汚染物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。))が所持するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(8) 毒薬、劇薬</td> <td><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(9) 事業用電気工作物内の高压ガス</td> <td>電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(10) 生物剤、毒素</td> <td>細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(11) 毒性物質</td> <td>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む。))または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 3 措置の要請 (略) (1)～(2) (略) (3) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄 ただし、この措置には、指定行政機関および地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。 4 (略)</p> <p>第3節～第11節 (略) 第12節 <u>武力攻撃原子力災害への対処</u> 1 基本方針 (1) 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢 市は、平常時から、原子力発電所、<u>放射性物質の事業所外運搬</u>を目標にした破壊工作、弾道ミサイル攻撃、テロ等の武力攻撃を想定し、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に連携しながら防護に備える。</p>	種 別	対 象	(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。)	(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類	(4) 高压ガス	高压ガス保安法第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する <u>原子力事業者等</u> が所持するものに限る。)	(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	(7) 放射性同位元素等	<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> 第2条第2項に規定する放射性同位元素および同法第1条に規定する放射性汚染物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。))が所持するものに限る。)	(8) 毒薬、劇薬	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	(9) 事業用電気工作物内の高压ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	(10) 生物剤、毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む。))または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)	<p>第2節 危険物質等に係る災害への対処 1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1498 325 2641 1375"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 危険物</td> <td>消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 毒物、劇物</td> <td>毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(3) 火薬類</td> <td>火薬類取締法第2条第1項の火薬類</td> </tr> <tr> <td>(4) 高压ガス</td> <td>高压ガス保安法第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>(5) 核燃料物質等</td> <td>原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する<u>事業者等ならびに当該事業者等から運搬を委託された者および同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者</u>が所持するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(6) 核原料物質</td> <td>原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)</td> </tr> <tr> <td>(7) 放射性同位元素等</td> <td><u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>第2条第2項に規定する放射性同位元素およびこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。))が所持するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(8) 毒薬、劇薬</td> <td><u>薬事法</u>第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(9) 事業用電気工作物内の高压ガス</td> <td>電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(10) 生物剤、毒素</td> <td>細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(11) 毒性物質</td> <td>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む。))または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 3 措置の要請 (略) (1)～(2) (略) (3) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄 ただし、この措置には、指定行政機関および地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。 4 (略)</p> <p>第3節～第11節 (略) 第12節 <u>原子力発電所の武力攻撃災害への対処</u> 1 基本方針 (1) 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢 市は、平常時から、原子力発電所 _____ を目標にした破壊工作、弾道ミサイル攻撃、テロ等の武力攻撃を想定し、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に連携しながら防護に備える。</p>	種 別	対 象	(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。)	(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。)	(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類	(4) 高压ガス	高压ガス保安法第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する <u>事業者等ならびに当該事業者等から運搬を委託された者および同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者</u> が所持するものに限る。)	(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	(7) 放射性同位元素等	<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> 第2条第2項に規定する放射性同位元素およびこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。))が所持するものに限る。)	(8) 毒薬、劇薬	<u>薬事法</u> 第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	(9) 事業用電気工作物内の高压ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	(10) 生物剤、毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む。))または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)
種 別	対 象																																																
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)																																																
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。)																																																
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類																																																
(4) 高压ガス	高压ガス保安法第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)																																																
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する <u>原子力事業者等</u> が所持するものに限る。)																																																
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)																																																
(7) 放射性同位元素等	<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> 第2条第2項に規定する放射性同位元素および同法第1条に規定する放射性汚染物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。))が所持するものに限る。)																																																
(8) 毒薬、劇薬	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)																																																
(9) 事業用電気工作物内の高压ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)																																																
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)																																																
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む。))または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)																																																
種 別	対 象																																																
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。)																																																
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。)																																																
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類																																																
(4) 高压ガス	高压ガス保安法第2条の高压ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)																																																
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する <u>事業者等ならびに当該事業者等から運搬を委託された者および同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者</u> が所持するものに限る。)																																																
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)																																																
(7) 放射性同位元素等	<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> 第2条第2項に規定する放射性同位元素およびこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。))が所持するものに限る。)																																																
(8) 毒薬、劇薬	<u>薬事法</u> 第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)																																																
(9) 事業用電気工作物内の高压ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)																																																
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)																																																
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む。))または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)																																																

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更（案）	現 行
<p>原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬に対して武力攻撃が発生したときは、市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集および伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。</p> <p>市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を的確に見極めつつ、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための住民避難等の応急対策および事後対策を的確かつ迅速に実施することにより、住民の生命、身体および財産の保護に最大限の努力をする。</p> <p>また、原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生したまたはそのおそれがあるときは、国からの命令または事態の緊急性もしくは県からの要請等を考慮し自らの判断により原子炉の運転を停止し、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>(2) 本章に定める事項</p> <p>ア 本章の位置づけ</p> <p>本章では、原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬への武力攻撃に対する平常時の備えから事後対策に至る一連の措置について、福井県国民保護計画に基づき定める。</p> <p>イ 小浜市地域防災計画(原子力災害対策編)の準用</p> <p>災害対策基本法、原災法および県原子力災害対策編に基づき策定した『小浜市地域防災計画(原子力災害対策編)』は、武力攻撃事態等にあっても一般の原子力災害に対して当然に適用されるが、武力攻撃原子力災害に係る本章で定める措置の実施に当たっても、具体的な方法、手順については、原則として同計画の規定を準用し、同様の措置を講ずる。</p> <p>2 武力攻撃原子力災害に対する備え</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における原子力施設防災体制の強化</p> <p>市長は、原子力事業者に対し原子力発電所、放射性物質の事業所外運搬の安全を確保するための対策を講ずるよう要請するとともに、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。</p> <p>また、市は、県が開催する福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会に参加し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。</p> <p>3 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等および実施体制の確立（法105条関係）</p> <p>(1) 放射性物質等の放出等の通報</p> <p>原子力防災管理者は、武力攻撃に伴って、当該原子力発電所から放射性物質等の放出または放出のおそれがあると認めるときは、直ちに内閣総理大臣および原子力規制委員会、知事、原子力事業所所在の市町長等に通報することとされている。</p> <p>また市長は、武力攻撃に伴って、市域内において放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出等があると認めるときは、直ちに内閣総理大臣および原子力規制委員会、国土交通大臣、知事に通知する。</p> <p>なお、知事は、これらの通報を受けたときは、通報先以外の市町および関係指定地方公共機関に、その旨を通知することとされている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 応急対策等（法105条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全への配慮</p> <p>市長は応急措置、応急対策および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関して十分配慮する。</p> <p>(3) 武力攻撃原子力災害における住民避難等</p> <p>原子力発電所が武力攻撃を受けた場合には、原災法に規定する原子力災害と同様の事態が発生するが、放射性物質または放射線が急激に放出されることも考えられる。市長は、このような武力攻撃原子力災害から住民の生命および身体を保護するため、県の避難の指示に基づく避難誘導または退避の指示を行う。</p> <p>ア 住民避難等の準備</p> <p>市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、直ちに国、県と協議して、それぞれに定める活動を内容とする避難誘導等の準備に着手する。</p>	<p>原子力発電所_____に対して武力攻撃が発生したときは、市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集および伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。</p> <p>市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を的確に見極めつつ、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための住民避難等の応急対策および事後対策を的確かつ迅速に実施することにより、住民の生命、身体および財産の保護に最大限の努力をする。</p> <p>また、原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生したまたはそのおそれがあるときは、国からの命令または事態の緊急性もしくは県からの要請等を考慮し自らの判断により原子炉の運転を停止し、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>(2) 本章に定める事項</p> <p>ア 本章の位置づけ</p> <p>本章では、原子力発電所_____への武力攻撃に対する平常時の備えから、事後対策に至る一連の措置について、福井県国民保護計画に基づき定める。</p> <p>イ 小浜市地域防災計画(原子力災害対策編)の準用</p> <p>災害対策基本法、原災法および県原子力災害対策編に基づき策定した『小浜市地域防災計画(原子力災害対策編)』は、武力攻撃事態等にあっても一般の原子力災害に対して当然に適用されるが、武力攻撃原子力災害に係る本章で定める措置の実施に当たっても、具体的な方法、手順については、原則として同計画の規定を準用し、同様の措置を講ずる。</p> <p>2 武力攻撃原子力災害に対する備え</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における原子力施設防災体制の強化</p> <p>市長は、原子力事業者に対し原子力発電所_____の安全を確保するための対策を講ずるよう要請するとともに、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。</p> <p>また、市は、県が開催する福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会に参加し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。</p> <p>3 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等および実施体制の確立（法105条関係）</p> <p>(1) 放射性物質等の放出等の通報</p> <p>原子力防災管理者は、武力攻撃に伴って、当該原子力発電所から放射性物質等の放出等_____があると認めるときは、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、知事、原子力事業所所在の市町長等に通報することとされている。</p> <p>また市長は、武力攻撃に伴って、市域内において放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出等があると認めるときは、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、国土交通大臣、知事に通報する。</p> <p>なお、知事は、これらの通報を受けたときは、通報先以外の市町および関係指定地方公共機関に、その旨を通知することとされている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 応急対策等（法105条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 武力攻撃原子力災害における住民避難等</p> <p>原子力発電所が武力攻撃を受けた場合には、原災法に規定する原子力災害と同様の事態が発生するが、放射性物質または放射線が急激に放出されることも考えられる。市長は、このような武力攻撃原子力災害から住民の生命および身体を保護するため、県の避難の指示に基づく避難誘導または退避の指示を行う。</p> <p>(新設)</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更 (案)	現 行
<p>イ 避難の指示の伝達 市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合または発生する恐れのある場合において、知事から避難の指示があったときは、主要な避難の経路、避難のための交通手段等、避難の指示の内容を住民に伝達する。 なお、避難の実施方法については、第4章「避難および救援」第1節「住民の避難」の規定による。</p> <p>ウ 退避の指示 (ア) 市長は、原子力施設に対する武力攻撃の事実を発見し（例えば、ゲリラ部隊が海岸から上陸しているのを発見した場合など）、一刻も早く住民を避難させることが安全確保の観点から必要と判断されるときは、退避の指示を行う。 (イ) 市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。</p> <p>(4) 武力攻撃事態等における モニタリング に対する協力体制の強化 市は、武力攻撃事態等において放射性物質または放射線が放出され、またはそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質または放射線に関するデータの迅速な収集および提供を行うことができるよう、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』 _____ により、県が実施する 緊急時モニタリング 活動に協力する。</p> <p>(5) 武力攻撃事態等における被ばく医療体制 住民および原子力発電所の従業者の生命および身体を武力攻撃原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づく医療措置を行うことが重要であることから、県が行う武力攻撃事態における被ばく医療 _____ 体制の中で、市の適切な _____ 被ばく医療体制の確立を図る。</p> <p>ア 救護所の運営に関する連携 市長は、避難所内に知事が救護所を設置する場合は、その運営に関し、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 安定ヨウ素剤の服用 安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定めにより行う。</p> <p>(6) 避難退域時検査および簡易除染の実施 市は知事および原子力事業者による、避難または一時移転（『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）の実施に協力する。 避難の際の住民等に対する 避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染 については、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定めにより行う。</p> <p>(7) 飲食物の摂取制限 武力攻撃原子力災害時には、放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、市は、県、関係機関と連携し、汚染状況を把握するとともに、国、県の助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。</p> <p>(8) 事後対策の実施 ア 事後対策の内容 市長は、公示が取り消された以後において、知事が、関係機関と連携して実施する、次に掲げる事後対策について協力する。 (ア) 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度もしくは密度または放射線量に関する調査 (イ) 居住者等に対する健康診断および心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置 (ウ) 放射性物質による汚染の有無またはその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の発散の状況に関する広報 (エ) その他武力攻撃原子力災害の発生もしくは拡大の防止または武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置 イ 事後対策の実施</p>	<p>ア 避難の指示の伝達 市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合または発生する恐れのある場合において、知事から避難の指示があったときは、主要な避難の経路、避難のための交通手段等、避難の指示の内容を住民に伝達する。 なお、避難の実施方法については、第4章「避難および救援」第1節「住民の避難」の規定による。</p> <p>イ 退避の指示 (ア) 市長は、原子力施設に対する武力攻撃の事実を発見し（例えば、ゲリラ部隊が海岸から上陸しているのを発見した場合など）、一刻も早く住民を避難させることが安全確保の観点から必要と判断されるときは、退避の指示を行う。 (イ) 市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。</p> <p>(3) 武力攻撃事態等における 環境モニタリング に対する協力体制の強化 市は、武力攻撃事態等において放射性物質または放射線が放出され、またはそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質または放射線に関するデータの迅速な収集および提供を行うことができるよう、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の 定め の例により、県が実施する 環境モニタリング 活動に協力する。</p> <p>(4) 武力攻撃事態等における被ばく医療体制 住民および原子力発電所の従業者の生命および身体を武力攻撃原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づく医療措置を行うことが重要であることから、県が行う武力攻撃事態における被ばく医療 （以下「緊急被ばく医療」という。） 体制の中で、市の適切な 緊急被ばく医療 体制の確立を図る。</p> <p>ア 救護所の運営に関する連携 市長は、避難所内に知事が救護所を設置する場合は、その運営に関し、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 安定ヨウ素剤の服用の決定 安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定めにより行う。</p> <p>(5) 武力攻撃事態等におけるスクリーニング及び除染の実施に対する協力 _____ 避難の際の住民等に対する _____ スクリーニング 及び _____ 除染については、『小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）』の定めにより行う。</p> <p>(6) 飲食物の摂取制限 武力攻撃原子力災害時には、放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、市は、県、関係機関と連携し、汚染状況を把握するとともに、国、県の助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。</p> <p>(7) 事後対策の実施 ア 事後対策の内容 市長は、公示が取り消された以後において、知事が、関係機関と連携して実施する、次に掲げる事後対策について協力する。 (ア) 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度もしくは密度または放射線量に関する調査 (イ) 居住者等に対する健康診断および心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置 (ウ) 放射性物質による汚染の有無またはその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の発散の状況に関する広報 (エ) その他武力攻撃原子力災害の発生もしくは拡大の防止または武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置 イ 事後対策の実施</p>

小浜市国民保護計画 新旧対照表

変更（案）	現 行
<p>(ア) 市長は応急措置、事後対策および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関し十分配慮する。</p> <p>(イ) 市長は、原子力事業者に対して、事後対策が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請することができる。</p> <p>第6章 (略)</p>	<p>(ア) 市長は応急措置、事後対策および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関し十分配慮する。</p> <p>(イ) 市長は、原子力事業者に対して、事後対策が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請することができる。</p> <p>第6章 (略)</p>